

「墓地、納骨堂若しくは火葬場の廃止の許可」〈審査基準〉

廃止の許可を受けようとする場合は、下に掲載した墓地、埋葬等に関する法律施行細則第4条の定めに従って申請を行う。

○墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年5月31日号外法律第48号）

〔墓地・納骨堂又は火葬場の経営等の許可〕

第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

〔他の法律による処分との調整〕

第11条 都市計画事業として施行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の認可又は承認をもって、前条の許可があつたものとみなす。

2 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定による土地区画整理事業又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）の規定による住宅街区整備事業の施行により、墓地の新設、変更又は廃止を行う場合は、前項の規定に該当する場合を除き、事業計画の認可をもって、前条の許可があつたものとみなす。

○墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成24年3月29日規則第16号）

（経営の許可の申請）

第2条 法第10条第1項の規定により墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可を受けようとする者は、墓地等経営許可申請書（様式第1）に次に掲げる書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）墓地等の周辺の略図で、墓地等の敷地に係る土地に隣接する土地との境界並びに住宅、官公署、店舗、学校、公園、病院、鉄道、国道、県道その他重要道路、河川、用水、貯水池、井泉及びこれらに類する施設の位置を示し、当該墓地等の敷地の周囲110メートル以内（火葬場にあつては、220メートル以内）の区域の状況を明らかにしたもの
- （2）墓地等の配置図（墓地にあつては墳墓の区画を明示したもの）
- （3）納骨堂又は火葬場にあつては、建物の平面図、構造図及び仕様書
- （4）墓地等の敷地に係る土地及びこれに隣接する土地の公図の写し
- （5）墓地等の敷地に係る土地の登記事項証明書
- （6）墓地等の敷地に係る土地が他人の所有に属するときは、当該土地の所有者の承諾書
- （7）墓地等の敷地に係る土地に隣接する土地の所有者及び使用者の承諾書（承諾を得られないときは、その理由を記載した書類）

- (8) 申請者が法人（地方公共団体を除く。）である場合は、当該法人の規則、寄附行為又は定款の写し及び登記事項証明書並びに当該申請に関する意思決定を証する書類
- (9) 墓地等の維持管理の方法を明らかにした書類
- (10) 墓地等の事業計画書及び収支予算書
- (11) 他の法令により許認可を受けたものは、当該許認可に係る書類の写し
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
(廃止の許可の申請)

第4条 法第10条第2項の規定により墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、墓地等廃止許可申請書（様式第3）に次に掲げる書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 第2条第2号、第4号及び第5号に掲げる書類及び図面
- (2) 申請者が法人（地方公共団体を除く。）である場合は、当該申請に関する意思の決定を証する書類
- (3) 墓地又は納骨堂にあっては、改葬の内容を明らかにした書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

○「新版逐条解説 墓地、埋葬等に関する法律（第2版）」（第一法規出版）p47～p56、p100～p101に掲げる法第10条関係の通知